

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月9日 05時30分ごろ
発生場所	石川県七尾市能登島北方沖 祖母ヶ浦港東防波堤灯台から真方位293° 1.7海里付近 (概位 北緯37° 10.7′ 東経137° 00.1′)
事故の概要	遊漁船航心丸は、東南東進中、また、プレジャーボートKAWABATAは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年5月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 航心丸、5トン未満（長さ11.16m） 291-33037石川、個人所有 B プレジャーボート KAWABATA、5トン未満（長さ6.31m） 244-18890石川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 左舷船尾部手すりに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 静穏、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：04時49分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で、手動操舵により約13ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で東南東進していた。 A船は、船長Aが、目視及びレーダーで周囲を確認し、他船を認めなかったため、前路に他船はいないと思い、同じ針路で航行を続けた後、釣り場に向けて左転を開始した際、右舷船首方至近にB船を認め、左舵を取って後進をかけたものの、右舷船首部がB船の左舷船尾部と衝突した。 船長Aは、A船が10knを超えると船首が浮上し、13knの速力で航行すると、正船首から左右にそれぞれ約5°の範囲に死角が生じることを承知しており、本事故時、B船が死角に入っていたのかもしれないと本事故後に思った。また、レーダーでB船を認めなかったため、レーダーの感度調整が適切ではなかったのかもしれないと本事故後に思った。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、機関を中立運転として船首を東方に向け、船長Bは右舷側に、同乗者は左舷側にそれぞれ釣り竿を出して釣りをしながら漂泊中、船長Bがふと船尾方を見たところ、B船に接近するA船を認め、機関を操作しようとしたものの、B船とA船が衝突した。</p>
分析	<p>A船は、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で東南東進中、船長Aが、目視及びレーダーで周囲の確認をしたところ、他の船舶を認めず、前路に他の船舶はいないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、釣りに集中していたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で東南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、釣りに集中していたため、接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A船は、本事故後、船首の浮上を防ぐ目的でトリムタブを、船首方の死角を補う目的で船首部にカメラを取り付けることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首方に死角が生じていることを承知している場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・レーダーを装備する小型船舶は、目視に加えてレーダーを有効活用して見張りを行うこと。また、レーダーの感度調整を適切に行うこと。 ・釣りを行いながら漂泊する場合においても、周囲の見張りを行って接近する他船の早期発見に努め、接近する他船を認めたときには余裕のある時機に注意喚起を行ったり、移動したりして衝突を避けるための措置を採ること。